



個人保証をめぐる所得税・相続税 における留意点

わづめい

平成2年にバブルの崩壊が始まって以来不況が続く、漸く景気回復の兆しが見えてきたとはいえ、中小企業をとりまく経営環境はまだまだ厳しいものがある。また、金融機関も不良債権の早期処理・自己資本比率の改善が急務とされ、中小企業が金融機関から融資を受けることも極めて困難な状況にある。このような状況を反映してか中小企業が融資を受ける際には、複数の個人保証が求められ、その結果親族は勿論知人までが連帯保証人となっているケースが多い。したがって、万一会社が破綻したときには、会社ばかりか知人の家庭まで破局を迎えることになり、離婚・自殺という悲劇まで生まれているという。

最近では、このような悲劇が生じないよう、また、再起支援という立場から平成16年第16国会で、保証人の責任に限定がなく過重になるおそれがある、包括根保証について、次のような改正が行われ、平成17年4月1日から施行されることとなった。

保証契約は、書面(電磁的記録を含む)でなければ無効とする。
保証契約は、保証の限度額を定めなければ効力を生じない。
合意により保証期間を定める場合には、その期間は根保証契約の締結の日から5年を超えてはならないものとし、根保証契約を更新する場合の更新後の保証期間も同様。
合意による保証期間の定めがない場合の保証期間は、根保証契約締結の日から3年とする。

債務者や保証人が強制執行を受けた場合や死亡した場合等が生じたときには、保証人はそれらの事情後に生じた融資については、保証債務を負わない(改正民法464から465の4参照)。

なお、主たる債務者に対して破産・民事再生手続等の法的整理が行われた場合には、次

のような問題点もあるので、その再建整理計画にあたっては十分な配慮も必要である。

即ち、債務者に対して前記の整理のほか、和議・会社更生の手続によって整理案が可決確定したとしても、その効力は債務者に対してのみ効力があり、保証人には影響を及ぼさないとされている。したがって、整理案に基づき債権の免除等が行われても、債権者は保証人に対しては、その免除相当額を請求することができることとされている(破産法326・和議法57・会社更生法240・民事再生法177)。

任意整理による場合はいかがであろうか。東京地裁平8・8・21判決では次のように述べている。
「保証債務は主たる債務に付従するものであるから(民法448)主たる債務が時効により消滅したり、放棄された場合には、その部分の保証債務も消滅する。」と。

1 連帯保証契約における留意点

(1)連帯保証人相互の内部関係と負担割合
複数の連帯保証人がいる場合、債権者は連帯保証人の誰れに対しても、主たる債務の全額を請求することができる(民法454)。その結果、保証人の一人が行った債務の弁済額は主債務者に対して弁済を求め、主債務者から弁済を受けられなかった金額は、他の保証人に対して、それぞれの負担分に応じて保証債務の履行を求めることになる。つまり、求償権は他の保証人に対してでもできるという法律関係となっている。

したがって、税務の取扱もこれにより、法文上「求償権を行使することができなくなったとき」とされているときは、主債務者のみならず他の保証人においても、資力その失等の事情により回収の見込みがないという事実が求められることになる。

この場合の連帯保証人間における負担割合は、民法に具体的な規定はなく、また、負担割合を定めても債権者に対して主張し得ないが、保証人間において特約があればそれにより、特約がない場合は平等負担というのが一般的解釈である。この関係を連帯債務(民法432・445)で見ると、連帯債務においても特約により、また、連帯債務から受けた利益に応じて負担割合が定まりこれらの事情がない場合は平等負担とされ、連帯債務から受けた利益がない場合には、負担部分をゼロとすることも認められ、この取扱いに沿った裁判例・判決例もある。一般に複数の連帯保証人となっているケースで保証人間の特約により負担部分を定めている例は少ないようであるが、負担部分を定めていない場合、前述した税務の取扱いから次のような事例の場合は、実情に沿わない取扱いを受けることに留意すべきである。冒頭に述べたように近時は、複数の名目上の保証人が求められることが多いが、この場合には債務に係る事業等と関係のない知人等に迷惑をかけることなど前提として依頼する例も予想される。このような場合自己の営む会社の債務について自己の資産を処分して完済できた場合、自己が履行した金額のうち均分の負担責任があるとして、その知人に対して求償権を行使し得るであろう。

恐らく情としてもその知人に対して弁済を求めるとは考えられないと思われる。この場合知人についても回収不能の事情があれば格別、求償権を放棄している場合には、求償権を行使することができなくなったときに該当しないことになる。かかる事例の場合には、知人の連帯保証人としての負担部分をゼロとすることを保証引受けの際に保証人間で別添契約上明確にしておくことが、合理的か



本所] 菊池 常雄

つ実情に沿った解決措置といえると思う。
複数の連帯保証契約を行う場合には、負担割合等も十分に考慮した対策が、税務上特に必要であると思われる。

(2)保証契約時における主債務者の資力等の状況把握にも留意のこと
保証契約時すでに主債務者が資力を有せず、求償権の行使が不可能であることを知りながら、あえて保証債務の負担を行った場合には、最初から主債務者に対する求償権を前提としないのであり、むしろ主債務者に対して利益供与若しくは贈与した場合と実質的に同視できるとして、所法64の保証債務の履行に伴う譲渡所得の特例の適用は受けられないとした裁判例にも留意すべきである(名古屋高裁昭57・3・24判決)。また、この特例は確定申告によって適用が受けられるので、保証の経緯、主債務者における資力の状況・求償権を行使できない事実関係については、納税者に立証責任があるとされている(宇都宮地裁平5・2・24判決)。

2 保証債務の履行に伴う譲渡所得の特例(所法64)関係について

事業の遂行上保証した債務の履行について求償権を行使できない場合は、事業所得等の計算上必要経費に算入できるケースもあるが(所法51)ここでは、会社債務について役員等が個人保証を行い、譲渡所得の対象である資産を処分して履行した場合のケースについて述べるが、要件等については、両者に異なる点はない。

(1)保証債務の履行の範囲について
保証債務の履行には、連帯保証人や保証人の債務履行のほか、所得税基本通達以下所基通64-4において例示されている。うち合名会社や合資会社の無限責任社員による会社債務の履行については、相続税関連もあ

るので、後述3で述べることにする。
(2)求償権が行使し得ない判断基準について
主債務者に対する求償権の行使が不能と判断できる場合を、所基通64-1及び51-11により例示されているところであるが、取扱上しばしば問題となるのは、主債務者は債務超過の状態ではあるが、解散等はされずに経営が継続されている場合に、回収見込みがないとして求償権を放棄したような場合の取扱いである。この点については、中小企業庁より国税庁に対する照会で明確になった点について紹介することとする(平成14・12・25課資14外個別通達)。

「求償権を放棄した後において会社が経営を継続している場合でも、代表者等が有する求償権が金融機関など他の債権者の債権と同列に扱ったと認められ、かつ、求償権を放棄してもなお債務超過にあること」の要件を満たせば行使不能と判定されることになる。この場合に会社が債務超過かどうかの判定に当たっては、土地等及び上場株式等の評価は時価ベースによることとされている。

(3)借入金による保証債務の履行について
所基通64-5によれば、借入金で保証債務を履行した場合であっても、その借入金を返済するために資産を譲渡した場合等その譲渡が実質的に保証債務を履行するため認められるときは、特例の適用があるとされている。この取扱いは、本来ならば譲渡代金をもって保証債務を履行すべきであるが、資産の譲渡に長期間要する場合もあるため、やむを得ず借入金で保証債務を履行し、その後資産を譲渡して、その借入金の弁済に充てた場合等も救済できる措置なので、譲渡代金は別の債務の弁済に充て別途借入金で保証債務を履行しているときは、本特例の適用はないとされている(東京地裁平4・3・18判決)。

3 保証債務と相続税課税上の留意点

(1)保証債務と債務控除について
相続開始時における被相続人の保証債務については、現実には債務を履行しなければならぬか否かは不確定の状況にあり、仮に履行がなされた場合も主債務者に対する求償権の行使によって補てんされることになるので、相続税の課税上は原則として債務控除はでき

ないものとされている。ただし、主債務者について、資力がそう失っていて弁済能力がないため、相続開始時において被相続人による履行が確実と見込まれ、かつ、求償権を行使し得ないと見込まれる場合には、確実な債務として控除が認められることとなる(相法14相基通14-5)。この場合主債務者が弁済不能であるかどうかについては、主債務者について所基通51-11のいずれの状況にあるかによって判断されることとなるが、債務超過ではあるが経営が継続されているような場合は、前述の中小企業庁からの照会に対する国税庁の回答趣旨も判断基準として活用できると思われる。

(2)無限責任社員による会社債務の履行について
合名・合資会社が債務超過のため無限責任社員によって会社債務が履行された場合、会社に対して求償権が行使できなかった金額のうち、自己の負担部分を超える金額について、他の社員に対しての求償権も行使不能となった部分の金額は、所法64の譲渡所得の特例の適用を受けることができることとなる。

(3)合名・合資会社が債務超過の場合の取扱いについて
相続開始時において被相続人が無限責任社員となつていて会社が債務超過となっている場合には、その超過部分の債務は無限責任社員の連帯債務(商法80・93)として、相続税の課税価格計算上その者の負担に属する部分は債務控除の対象となり得るものである。

(4)無限責任社員の債務の負担割合について
会社の債務に対して無限責任社員の責任は、無限でかつ連帯債務として扱われることになる。連帯債務の負担割合は前記保証人の項で述べたとおりであるが、合名・合資会社の場合には通常定款等において損益の分配や会社清算時における残余財産の分配等について、出資額に応ずる旨記載されているので、格別の特約がない限り債務の負担は出資持分に応ずることとなる。

(5)保証債務を相続により承継した場合等
被相続人の保証債務の負担を相続により承継した者が、相続により取得した財産で保証債務を履行した場合、債務控除の対象となつたか否かを問わず所法64の特例が受けられる。被相続人の債務の保証をしていた相続人が、その債務を相続により承継した場合に、求償権を期待し得ないこととなるので、所法64の適用は受けられないこととなる。